

電子入札に当たっての注意事項

○最低制限価格（工事）に係る改正について

最低制限価格の算出方法については、令和 4 年 3 月改正の国における低入札価格調査基準を参考として設定する。

○工事費内訳書の作成について

1. 内訳書の記載内容等は、次に掲げるものとする。

- ① 様式は任意とするが、内訳の項目は閲覧設計図書の工事費内訳等の項目に一致するものとする。
- ② 内訳項目の範囲は、「明細書」以上（建築一式工事等では、「細目別内訳」以上）の項目とする。
- ③ 内訳書の表紙には、工事番号、工事名、工事場所、住所、氏名を記載する。
- ④ 内訳書の合計金額は、入札書に記載する金額と一致するものとする。
- ⑤ 閲覧設計書の数量は参考としてあげているものであるため、内訳書と一致する必要はない。ただし、計上しない項目がある場合も数量 0 として内訳書に必ずあげるものとする。また、積算上必要な場合は、項目を追加してもかまわない。
- ⑥ 値引きなどのマイナス表示は記載しないものとする。ただし、スクラップ控除等のマイナス計上する場合又は入札書記載金額と一致させるために千円未満の端数処理をする場合を除く。

2. 次の事項に該当するとき、当該入札者は失格とする。

- ① 内訳書の全部又は一部が提示されていない
- ② 当該工事の内訳書であることが特定できない
- ③ 内訳項目の範囲が指示された項目を満たしていない
- ④ 提出業者名に誤りがある
- ⑤ 他の入札参加業者の様式を使用していることが明らかである
- ⑥ 内訳書の合計金額が入札金額と異なる
- ⑦ 値引きなどマイナス表示が記載されている。ただし、スクラップ控除等のマイナス計上する場合又は入札書記載金額と一致させるために千円未満の端数処理をする場合を除く。
- ⑧ その他内訳書不備に該当する事項がある

3. その他については福知山市公共工事等電子入札運用基準及び工事費内訳書確認事務取扱要領による。

○「入札閲覧設計図書に関する質問書及び回答書」の取扱いについて

1. 質問事項がある場合は、「入札閲覧図書に関する質問書」（福知山市オフィシャルホームページ しごとの情－入札・契約－各種 様式・情報 で様式をダウンロードできます）にわかりやすく記入してください。

2. 提出方法

- ① 電子メール（メールアドレス：keiyaku@city.fukuchiyama.lg.jp）※質問書は PDF にしない
- ② ファックス（ファックス番号： 0773-23-6537）

※1 できる限り電子メールでお願いします。電子メールで提出の場合は、送信した旨を契約監理課（0773-24-7043）まで電話してください。 ※2 持参による提出も可能です。

3. 提出期限は入札開始日の 2 日前の平日午後 5 時まで。

4. 回答は京都府電子入札公開システムの案件ページ内、添付資料に追加して掲載させていただきます。